

2019年8月5日、「戦後の合憲違憲などが争われた重要な民事裁判の記録多数が全国の裁判所で既に廃棄処分されていた」という報道がなされた。最高裁判所の規則では、裁判記録は判決を除いて裁判確定から原則5年で廃棄。ただ「史料又は参考資料となるべき記録」は「特別保存」の対象としており事実上永久保存を義務付している。しかし自衛隊は違憲と判断した「長沼ナイキ基地訴訟」札幌地裁判決を含め重要な憲法訴訟記録すら既に廃棄されており、最高裁の「特別保存」規程の内実はないに等しい。この報道を受け、歴史的にも憲法的にも重要な意味をもつ「中国残留婦人国賠訴訟」（原告及び代理人団は全員会員）の裁判記録を確認したが、判決以外は全部廃棄されていた。これは「中国残留邦人の発生、その原因」等について歴史の抹消に等しい。

NPO法人中国帰国者の会は廃棄への抗議の意を込め、せめて判決を永久保存にと要望し、最高裁には公権力相手の裁判等は全件特別保存すべきと要望した。

なお、最高裁は本年8月20日、全国地裁に保存実態の調査を開始、その上で保存態勢の改善を検討する旨の報道がなされている。

2019年9月25日

東京地方裁判所長垣内正様
最高裁判所長官大谷直人様

NPO法人中国帰国者の会
代表者理事長 中村 洋

〒181-0013 東京都三鷹市下連雀3-22-5 YK ソナンビル 301
TEL: 070-5588-7827

「中国残留婦人国家賠償請求訴訟」の訴訟記録の廃棄に抗議し
判決・決定の特別保存等を要望します

1 当会と「中国残留婦人国家賠償請求訴訟」

私たちの会は、中国に置き去りにされ、長年の念願がかなって帰国した元「中国残留婦人」の鈴木則子さんが、既に帰国していた「中国残留邦人」（中国帰国者）に対する国の扱いのひどさを目の当たりにし、何とかしなければ…と、1982年に立ち上げた会です。2004年にNPO法人になりました。

日本に帰ってきた「中国残留孤児」たちは、日本語も日本の生活習慣を学ぶ機会もなく社会に放り出され、差別され、生活保護を受けるか、日本語ができなくても雇う、コミュニケーションを必要としない仕事に就き、地域社会からも孤立していました。「中国残留孤児」だけではありません。（敗戦当時13歳以上の）「中国残留婦人」も日本語を忘れた者も少なくなく、ましてや「孤児」「婦人」の家族はまったく同じ状態に置かれてきました。

鈴木則子さんは、会を立ち上げてこの問題を根気よく市民に訴えかけ、中国からようやく帰国できた人たちが少しでも人間らしい生活ができるよう、心ある人たちの支援を受けて日本語学級や相談活動の

場を作りました。そしてボランティアを募って、帰国者が地域のなかで暮らしていけるようにと具体的な支援態勢をつくりました。その傍ら、行政にこの問題の本質は「国が国民を放棄したこと、帰国した後も放棄し続けていることの不条理」を訴えかけ、一つ一つの制度改善を請願などで要求し、多くの市民の理解を得て活動してきました。

多くのボランティアや市民はこの活動を通して、かつて私たちの国が国策として、関東軍の食糧供給のため、軍の弾除けのため「満州開拓団」送出を計画し実行したこと、そして戦後もかつて侵略した相手国に放置し、帰国した後も棄民政策をとり続けたこと、現実に私たちの周りにもこうした帰国者の人たちが生活していることなどを初めて知りました。

行政への申し入れや活動を続けていても、中国帰国者への国の姿勢は依然として変わらず、国が動かなければ、状況は変わることはない、2001年12月、鈴木則子さん等3人の「中国残留婦人」たちは日本国民を国策として危険地帯に送出しながら敗戦後も何十年間も遺棄し続けた国の責任、そして帰国後も何の支援策を作ろうともしない国の責任を問い、帰国者の人間としての尊厳を取り戻すために国家賠償請求訴訟を提起しました。当会はそれを全面的に支援しました。最高裁まで闘い、結果は敗訴となりましたが、第一審の判決は、その結論（判決）が間違いではないかと思うほど、鈴木さんたちの主張事実を認定しました。

2 この裁判記録が廃棄されていた！

本年8月5日、貴重な資料である憲法訴訟の8割の裁判記録が廃棄されたとの報道があり、鈴木さんたちが国を相手に起こし当会も支援していた「中国残留婦人国家賠償請求訴訟」の、判決・決定を除く裁判記録全部が廃棄されていたことを知りました。

鈴木さんたち原告が提出した裁判記録は、送出のときから当事者として実際に自分の眼で見て、体験してきた歴史の事実の証言であり、国の歴史や政策を記した貴重な資料です。そしてそれに対して国がどう反論してきたか、国は個人をどう扱うかという国の本当の姿がよく見えました。司法という、独立した機関に置かれる意味はこのように大きいのです。

判決・決定ではこうした全訴訟記録中結論を導くための一部のみが取り出されているだけです。当事者の主張や証拠全てをみなければ判決・決定だけで訴えの当否は判断できません。原告が訴えた趣旨も受け止めているかも判断できないのです。

3 今の問題とつながっている裁判記録

このような貴重な裁判記録を「特別保存」とせず廃棄したことは、当事者の証言や歴史的事実を抹消したと同じです。これに厳重に抗議します。

戦後74年経った現在、中国残留邦人二世の問題が噴出してきています。二世自身がこの問題を学ぶことはもちろん必要ですが、市民も国にこのような負の歴史を二度と繰り返させないために、現実に、国家と個人の間を、歴史的事実をもとに学ぶための資料として、本裁判資料がとても貴重なものだという事は言うまでもありません。

判決・決定は50年保存と聞きます。そして、この保存期間満了後、独立行政法人公文書館に送付され、

保管されることになっているとききます。しかし、公文書館の閲覧等の手続は煩雑であり、開示までに時間を要し（原則 30 日以内）、プライバシー等を理由に開示されないおそれもあるなど、不十分な制度です。裁判所では、憲法 82 条が定める裁判の公開という憲法上の要請に伴い、民事訴訟法第 91 条第 1 項で何人も民事訴訟記録の閲覧を請求することが認められています。憲法の公開原則に基づく制度を前提とすれば、本裁判の判決・決定は「特別保存」として永久に裁判所において保存すべきです。

【要望】

1 東京地方裁判所長垣内正様

中国残留婦人裁判の一審、二審の判決、最高裁の決定を「特別保存」とするよう、強く要望します。

2 最高裁判所長官大谷直人様

「特別保存」対象にするか否かを各地方裁判所の裁量にせず、最高裁にて現行の裁判記録保存規程を見直し、国家賠償請求や行政訴訟等公権力が被告になる裁判や憲法が争点になる裁判は全て永久保存とするなど改定してください。